

【質問1】

携帯液化石油ガス用バーナーとは何ですか。どのような製品が規制対象となりますか。

【回答】

規制対象となるのは携帯型ガス容器（CB 缶（カセットボンベ）、OD 缶（アウトドア用缶）など）を使用して直接接続される構造の携帯液化石油ガス用バーナー（いわゆる「ガストーチ」）です。ただし、容器接続部から火口までが35センチメートル以上のものや燃料容器に吸収材等が入ったものとねじ込み式で接続するものは対象外となります。

【質問2】

規制はいつから始まりますか。また、規制対象製品についてはどのように販売すれば良いのですか。

【回答】

政令の施行日は令和7年2月6日ですので、この日から規制が始まります（1年間の経過措置期間あり）。規制対象製品の「製造」又は「輸入」の事業を行う皆様は、経済産業省に事業の届出をしていただきます。その上で、登録検査機関による検査及び自ら必要な検査を行ったうえで、◇PSLPG マークを付して販売していただく必要があります。

【質問3】

携帯液化石油ガス用バーナーが満たすべき技術基準はどこに示されていますか。

【回答】

技術基準は液石法省令別表第3で定められています。別表第3で示す性能を満たす技術的内容の例を「液化石油ガス等の技術上の基準等に関する省令の運用について」において別途お示しする予定です。

【質問4】

登録検査機関はどこですか。

【回答】

政令の施行日（令和7年2月6日）に合わせて登録検査機関の情報を公開予定です。

【質問5】

経過措置期間中は在庫品（◇PSLPG マークの無い製品）を売っても良いですか。

【回答】

経過措置期間とは市場の製品を◇PSLPG マークのある製品に円滑かつ速やかに入れ替えるための期間です。この期間中に在庫品を販売することは違反には当たりませんが、経過措置期間終了後は一切の販売・陳列が禁止されますので、早めに製品の入れ替えをしていただくことをおすすめします。